

## 社会福祉法人飛翔 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人飛翔の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、当法人の職員である理事が勤務内で理事会に出席したときは、当該報酬を支払わないものとする。

	報酬 (日額)
理事会出席報酬等	3,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、交通費等の弁償費として次により支払うことができる。

	交通費等の弁償費 (日額)
評議員会出席の場合	3,000円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあつた

った場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあつた場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

3 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人および施設の運営のための業務にあつた場合は、年度内に1回に限り別表1により報酬を支払うことができる

ただし、その頻度が年度内において過多であると理事長が判断した場合、再度当該報酬を支払うことが出来る。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあつた場合は、別表1により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	そ の 他
実 費	実 費	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（慶弔）

第6条 役員及び評議員に慶弔費の適用範囲となる自由については、次の各号の通りとし、別表の通り支給する、

- （1）役員及び評議員が結婚した場合に結婚祝金を支給する。
- （2）役員及び評議員又はそれらの配偶者が出産した場合に出産祝金を支給する。
- （3）役員及び評議員及びそれらの家族が死亡した場合、弔慰金を香典として支給する。
- （4）役員及び評議員が怪我、及び疾病により入院した場合、傷病見舞金を支給する。
- （5）役員及び評議員が退任した場合、記念品を贈呈する。

（兼務役員）

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

- この規程は、平成29年4月1日より適用する。  
この改定規則は、令和3年4月1日より施行する。  
この改定規則は、令和4年4月1日より施行する。  
この改定規則は、令和4年6月1日より施行する。  
この改定規程は、令和6年7月1日より施行する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等（月額）	50,000円	無	
業務執行理事業務報酬等（月額）	30,000円	無	職員との兼務がない場合
理事業務報酬（月額）	10,000円	無	
監事業務報酬等（日額）	3,000円		

別表 2

支給事由	基準	金額	その他の事項
結婚祝金	1回目の支給のみ	30,000円	
出産祝金	出産された子 1名につき	30,000円	
弔慰金	本人の死亡	50,000円	供花一基、葬儀に参列できないときは弔電をおこなう。
	配偶者の死亡	10,000円	葬儀に参列できないときは弔電をおこなう。
	親・子・孫の死亡	10,000円	葬儀に参列できないときは弔電をおこなう。
傷病見舞金	入院7日以上（休日含む）	10,000円	1回の疾病に1回のみ支給する。
退任記念品	10,000円相当		